

器質性精神障害の後遺障害の状態にかかる障害診断書(高次脳機能障害用)

氏名		男・女	生年月日	昭和・平成	年	月	日
----	--	-----	------	-------	---	---	---

障害の原因となった傷病名									
発生年月日	昭和・平成	年	月	日	初診年月日	昭和・平成	年	月	日
上記傷病が治癒となった日					昭和・平成	年	月	日	
既存障害の有無	有 ( )						無		
診断書作成医療機関における初診時所見(主訴及び症状)									
現在までの治療内容、期間、経過、その他となる事項									
画像診断結果等(MRI、CT、X-P等による所見を記載してください。)									

高次脳機能障害 (※1)	程度	障害なし	わずかに喪失	多少喪失	相当程度喪失	半分程度喪失	大部分喪失	全部喪失
	能力							
意思疎通能力	とくに問題ない	とくに問題ない	多少の困難はあるが概ね自力でできる	困難はあるが概ね自力でできる	困難はあるが多少の援助があればできる	困難はあるがかなりの援助があればできる	困難が著しく大きい	できない
問題解決能力	とくに問題ない	とくに問題ない	多少の困難はあるが概ね自力でできる	困難はあるが概ね自力でできる	困難はあるが多少の援助があればできる	困難はあるがかなりの援助があればできる	困難が著しく大きい	できない
持続力 持久力	とくに問題ない	とくに問題ない	多少の困難はあるが概ね自力でできる	困難はあるが概ね自力でできる	困難はあるが多少の援助があればできる	困難はあるがかなりの援助があればできる	困難が著しく大きい	できない
社会行動能力	とくに問題ない	とくに問題ない	多少の困難はあるが概ね自力でできる	困難はあるが概ね自力でできる	困難はあるが多少の援助があればできる	困難はあるがかなりの援助があればできる	困難が著しく大きい	できない

高次脳機能障害の状態について特筆すべき事項、その他の身体の障害の状態(※2)								
--	--	--	--	--	--	--	--	--

※1:各能力の判断の要点については、別紙様式14-3(2)に記載してあるとおりです。  
また、別紙様式14-3(2)に載せている障害の程度別の例を参考に障害の程度を記載してください。

※2:後遺障害の状態、神経心理学的検査の結果等を記載してください。

上記のとおり診断する  
 診断年月日平成 年 月 日  
 本診断書発行年月日平成 年 月 日

病院、診療所若しくは介護  
 老人保健施設等の名称及び  
 所在地又は医師の住所

(氏名)

医師名

印

## 1 各能力評価を行う際の要点は以下のとおりです。

## (1) 意思疎通能力(記銘・記憶力・認知力・言語力等)

職場において他人とのコミュニケーションを適切に行えるかどうか等について判定してください。主に記銘・記憶力、認知力又は言語力の側面から判断を行います。

## (2) 問題解決能力(理解力、判断力等)

作業課題に対する指示や要求水準を正確に理解し適切な判断を行い、円滑に業務が遂行できるかどうかについて判定してください。主に理解力、判断力又は集中力(注意の選択等)について判断を行います。

## (3) 作業負荷に対する持続力、持久力

一般的な就労時間に対処できるだけの能力が備わっているかどうかについて判定してください。精神面における意欲、気分又は注意の集中の持続力・持久力について判断してください。その際、意欲又は気分の低下等による疲労感や倦怠感を含めて判断してください。

## (4) 社会行動能力(協調性等)

職場において他人と円滑な共同作業、社会的行動ができるかどうか等について判定してください。主に協調性の有無や不適切な行動(突然大した理由もないのに怒る等の感情や欲求のコントロールの低下による場違いな行動等)の頻度について判断してください。

## 2 障害の程度別の例(高次脳機能障害整理表)

能力 程度	意思疎通能力 (記銘、記憶力、認知力、言語力等)	問題解決能力 (理解力、判断力等)	作業負荷に対する 持続力・持久力	社会行動能力 (協調性等)
A 多少の困難はあるが 概ね自力でできる (わずかに喪失)	①特に配慮してもらわなくても、職場で他の人と意思疎通をほぼ図ることができる。 ②必要に応じ、こちらから電話をかけることができ、かかってきた電話の内容をほぼ正確に伝えることができる。	①複雑でない手順であれば、理解して実行できる。 ②抽象的でない作業であれば、1人で判断することができ、実行できる。	概ね8時間支障なく働ける。	障害に起因する不適切な行動はほとんど認められない。
B 困難はあるが概ね 自力でできる (多少喪失)	①職場で他の人と意思疎通を図ることに困難を生じることがあり、ゆっくり話してもらう必要が時々ある。 ②普段の会話はできるが、文法的な間違いをしたり、適切な言葉を使えないことがある。	AとCの間	AとCの間	AとCの間
C 困難はあるが多少 の援助があればできる (相当程度喪失)	①職場で他の人と意思疎通を図ることに困難を生じることがあり、意味を理解するためにはたまには繰り返してもらい必要がある。 ②かかってきた電話の内容を伝えることはできるが、時々困難を生じる。	①手順を理解することに困難を生じることがあり、たまには助言を要する。 ②1人で判断することがあり、たまには助言を必要とする。	障害のために予定外の休憩あるいは注意を喚起するための監督がたまには必要であり、それなしには概ね8時間働けない。	障害に起因する不適切な行動がたまには認められる。
D 困難はあるがかな りの援助があれば できる (半分程度喪失)	①職場で他の人と意思疎通を図ることに困難を生じることがあり、意味を理解するためには時々繰り返してもらい必要がある。 ②かかってきた電話の内容を伝えることに困難を生じることが多い。 ③単語を羅列することによって、自分の考え方を伝えることができる。	CとEの間	CとEの間	CとEの間
E 困難が著しく大きい (大部分喪失)	①実物を見せる、やってみせる、ジェスチャーで示す、などのいろいろな手段と共に話かければ、短い文や単語くらいは理解できる。 ②ごく限られた単語を使ったり、誤りの多い話し方をしながらも、何とか自分の欲求や望みだけは伝えられるが、聞き手が繰り返して尋ねたり、いろいろと推測する必要がある。	①手順を理解することは著しく困難であり、頻繁な助言がなければ対処できない。 ②1人で判断することは著しく困難であり、頻繁な指示がなければ対処できない。	障害により予定外の休憩あるいは注意を喚起するための監督を頻繁に行っても半日程度しか働けない。	障害に起因する非常に不適切な行動が頻繁に認められる。
F できない (全部喪失)	職場で他の人と意思疎通を図ることができない。	課題を与えてもできない。	持続力に欠け働くことができない。	社会性に欠け働くことができない。